

# 給与支払報告書(個人明細書)記載上の注意点

- 住 所**  
令和4年1月1日現在住民登録している住所を記入してください。
- 受給者番号**  
税額決定通知書に記載が必要な場合は記入してください。
- 個人番号 氏名・フリガナ**  
記入漏れがないよう、正確に記入してください。
- (源泉) 控除対象配偶者の有無等及び配偶者(特別) 控除の額**  
控除対象配偶者の適用を受けている場合は○を記入し、控除の額も記入してください。老人控除対象配偶者(70歳以上)に該当する場合は老人欄にも○を記入してください。※配偶者特別控除の適用を受けている場合には○を記入せず配偶者特別控除の額のみ記入してください。
- 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)及び16歳未満扶養親族の数**  
それぞれの人数を記載してください。なお控除対象扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号も人数の記載と併せてご記入ください。※町民税・県民税では、非課税基準額が設けられており、扶養人数(16歳未満扶養親族含む)によって基準額が変動しますので漏れなく記入してください。
- 住宅借入金等特別控除の額の内訳**  
住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、住宅借入金等特別控除の額と、住宅借入金等特別控除の額の内訳の各欄を必ず記入してください。※令和3年中に居住開始された方は、初年度のため確定申告が必要です。
- 摘要欄**
  - 前職分給与を含む場合  
前職分給与を含む場合は前職分の支払金額・社会保険料・源泉徴収税額・前事業所名と住所・退職年月日を記入してください(複数分合算している場合も同様に事業所ごと記入してください)。
  - 扶養親族が5名以上  
括弧書きの数字を付し5人目以降の扶養親族の氏名を書いてください。その対象者の個人番号は『5人目以降の控除対象(16歳未満の)扶養親族等の個人番号』欄に対応関係が分かるように記入してください。
  - 同一生計配偶者  
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が特別障害に該当する場合は配偶者の氏名の後ろに(同配)を付して記入してください。
  - 所得金額調整控除  
給与収入金額が850万円を超える者のうち23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で所得金額調整控除の適用を受ける場合は、扶養親族の氏名に(調整)を付して記入してください。ただし、扶養親族欄に氏名の記載がある場合は省略可能です。
- 基礎控除の額**  
年末調整をした受給者で合計所得金額の見積額が2,400万円超の場合は記入してください(32万円又は16万円)。2,500万円超の場合適用はありません。2,400万円以下の場合(48万円)は記載不要です。
- 所得金額調整控除額**  
給与収入金額が850万円を超える者で本人が特別障害者である場合又は、23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で、所得金額調整控除の適用を受ける場合は【(給与収入金額-850万円)×10%】に相当する金額を記入して下さい。限度額は15万円です。
- 寡 婦**  
※該当受給者にのみ○を記入・ひとり親に該当する者は除く  
夫と離婚した後婚姻してない者のうち、子以外の扶養親族を有する者で、前年の合計所得金額が500万円以下であり事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者又は、夫と死別・生死不明者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方です。
- ひとり親**  
※該当受給者にのみ○を記入・寡婦控除との併用不可  
婚姻歴及び性別に関わらず現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子(他の者の扶養親族である者以外で総所得金額等の額が48万円以下の者)があり受給者の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方です。
- 受給者生年月日**  
元号は漢字(大正・昭和・平成)で記入してください。

※種 別												※整 理 番 号															
※区分												(受給者番号) 2 599-10000															
住所又は居所												(個人番号) 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2															
1 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地												(役職名) 営業課長															
氏名												(フリガナ) シラタカ タロウ															
3 白鷹 太郎																											
種 別				支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額											
給料・賞与				7,000,000				5,200,000				4,095,000				0											
4 控除対象配偶者の有無				配偶者(特別) 控除の額				5 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)				16歳未満扶養親族の数				障害者の数(本人を除く)				非居住者である親族の数							
○				380,000				1 2				1 5				1 1 1 1											
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				6 住宅借入金等特別控除の額															
605,000				120,000				50,000				55,250															
(摘要)												7 (1)白鷹 紬太(年少)															
												〈前職分〉株式会社 やまがた 支払金額2,000,000円 社会保険料195,000円 源泉徴収税額25,000円															
6 住宅借入金等特別控除の内訳				1 居住開始年月日(1回目)				2 2				住宅借入金等特別控除区分(1回目)				住(特)				17,010,000							
170,000																											
7 配偶者				氏名				白鷹 花子				配偶者の合計所得				350,000				8 基礎控除の額				9 所得金額調整控除額			
234567890123																											
1 氏名				シラタカ シロウ				1 氏名				シラタカ ハルコ				5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号											
0123456789012								1 氏名				シラタカ ナツコ															
2 氏名				シラタカ サブロー				2 氏名				シラタカ ナツコ															
345678901234								2 氏名				白鷹 夏子															
3 氏名				シラタカ アユコ				3 氏名				シラタカ アキコ				5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号											
456789012345								3 氏名				白鷹 秋子															
4 氏名				シラタカ フユコ				4 氏名				シラタカ フユコ				(5)白鷹 さくら											
890123456789								4 氏名				白鷹 冬子				210987654321											
890123456789								4 個人番号				890123456789															
中途就・退職												受給者生年月日															
就職 退職												元号															
○												2 6 1 昭和 40 1 1															
個人番号又は法人番号												1234567890123 (支払者の法人番号13桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記載してください。)															
住所(居所)又は所在地												山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙100番地															
氏名又は名称												しらかか商事株式会社 (電話) 0238-00-0000															

給与支払報告書(個人明細書)

- ※扶養親族等の対象となる年齢・生年月日について
- 特定扶養親族・・・年齢19歳以上23歳未満の方  
(平成10年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた方)
  - 老人扶養親族・・・年齢70歳以上の人(源泉)控除対象配偶者の老人も同じ  
(昭和26年1月1日以前に生まれた方)
  - その他の扶養親族・・・年齢16歳以上の方で、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方(平成17年1月1日以前に生まれた方)
  - 16歳未満の扶養親族・・・平成17年1月2日以後に生まれた方